

宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年1月13日(金) 午後1時30分
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室A B
- 3 出席委員(農業委員12名+推進委員4名)

農業委員(12名)

会長 安部英輔、会長代理 安河内龍一、2番 山本裕啓、3番 武田俊彦、
4番 吉崎康正、5番 森田広富、7番 春田章匡、8番 高崎雅俊、
9番 水上昭和、10番 井田和義、11番 占部 博、12番 遠藤讓一

推進委員(4名)

10番 神谷正幸、11番 荒牧浩文、12番 小田喜信、15番 安永清隆

- 4 欠席委員(農業委員) 6番 塩川和秀、13番 阿部 進

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第31号 農業振興地域整備計画の変更に係る答申について
- (4) 議案第32号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告事項

- (1) 報告第21号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第22号 農地法第4条第1項第6号の届出について
- (2) 報告第23号 非農地証明願の届出について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

局長 荒牧 裕次
係長 松井 秀臣

主査 原 美佐子

8 会議の概要

議 長 それでは定刻になりましたので、農業委員会を始めます。本日の委員14名中、12名出席ですので総会は成立致します。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。10番 井田委員、11番 占部委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。まず議案第29号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。では、事件番号1番について、事務局より説明をお願いします。

係 長 1ページ議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

【事件番号1番 説明】

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。

委 員 別にありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 なし。

議 長 よろしいですか。それでは採決に入ります。事件番号1番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番について許可と決定いたします。

議 長 続きまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。

【事件番号2番 説明】

議 長 事件番号 2 番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。

委 員 特にありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。無いようですので採決を行います。

議 長 事件番号 2 番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 2 番について許可と決定いたします。

議 長 続きまして、事件番号 3 番につきまして、事務局より説明をお願いします。

【事件番号 3 番 説明】

議 長 事件番号 3 番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。

委 員 特に問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。無いようですので採決を行います。

議 長 事件番号 3 番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 3 番について許可と決定いたします。

議 長 つづきまして、議案第 30 号、農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして上程いたします。それでは、事件番号 1 番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 10 ページ議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請につしまし

て 11 ページ農地法第 5 条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。

【事件番号 1 番 説明】

議 長 事件番号 1 番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 特にありません。

議 長 事件番号 1 番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 特にありません。地元理解も得てありますので問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください

委 員 修理工場のオイル漏れの防止策は出ていますか。

係 長 対策として、外周の水路に油水分離槽を設置するよう計画されています。

委 員 事業所の移転ですか。

係 長 新規の事業所になります。

議 長 その他、質問・意見等ございませんか。(なし) 無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、意見書を知事に進達いたします。

議 長 引き続き、事件番号 2 番につきまして、事務局より説明をお願いします。

【事件番号 2 番 説明】

議 長 事件番号 2 番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお

願いいたします。

- 委員 特にありません。市の人口増加にもつながり問題ない理由です。
- 議長 事件番号2番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委員 申請者は実の親子であり贈与となります。市の人口増もあるが、農地種別も一種農地とあるが、現況はご覧のとおり問題ありません。
- 議長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください
- 議長 無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番につきましては、意見書を知事に進達いたします。
- 議長 つづきまして、議案第31号、農業振興地域整備計画の変更に係る答申についてでございます。では、事務局説明をお願いします。
- 係長 24ページ議案第31号 農業振興地域整備計画の変更に係る答申についてです。この議案は農政課より農業振興地域整備計画の変更について意見決定を求められているものです。

それでは、25ページをご覧ください。今回の計画変更(除外について)の内容でございます。

【整理番号1 説明】

整理番号1番に関しましては、前回の農振除外の区域からの計画変更によるものです。以上となります。

- 議長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。

議 長 全員賛成で承認されましたので、農政課へ回答をいたします。

議 長 次に、議案第32号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係 長 29ページ議案第32号 農用地利用集積計画の決定につきまして、30ページをご覧ください。

農用地利用権設定等計画一覧表、継続分となります。

【説明】

継続分は以上となり、新規につきましては、47筆の利用権設定となり、合計面積が69,277㎡となります。以上となります。

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 なし。

議 長 無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認されました。

議 長 次に日程第3、報告事項でございます。

報告第21号、農地法第18条第6項の合意解約及び報告第22号、農地法第4条第1項第6号の届出について、報告第23号、非農地証明願の届出について、事務局より説明をお願いします。

係 長 36ページ、報告第21号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、37ページをご覧ください。

農地法第18条第6項に係る報告表です。

【1番説明】

引き続き、38ページ報告第22号 農地法4条1項6号の届出につきまして、39ページをご覧ください。農地法4条1項6号の届出に係る

報告表です。こちらは、2a未満の転用についての報告です。

【1番説明】

引き続き、44ページ報告第23号 非農地証明願届出につきまして、45ページをご覧ください。

「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項」に従い、非農地判断基準に沿って「非農地」と判断される土地について、報告いたします。

【説明】

他1筆、合計面積の160㎡となっております。

これらのものにつきましては、法務局において、現況を確認後、当該現況地目に変更・登記される事となりますので、よろしく願いいたします。

以上となります。

議 長 ただ今の事務局からの報告、第21号から第23号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。

議 長 よろしいですか。無いようですので、これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。これで会議を終結いたします。